

財務省告示第六十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十六年一月二十六日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年二月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
|---------------------------|---------------------------------------|--|----------------------------|--------------------------------------|---|---------|-----------|----------------|
| 名称及び記号 | 発行の根拠 | 法律及びその条項の適用等 | 発行方法 | 募入決定の方法 | 発行額 | 払込金額 | 最低額 | 振替単位 |
| 利付国庫債券（変動・十五年） （第二十六回） | 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二 | 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替用を日本銀行とする。 | 基準金利との利回り格差を競争に付して行われる入札発行 | 各申込みのうち利回り格差の数が小さいものからその応募額を順次割り当てる。 | 額面金額で九千九百九十一億円のうち、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付国債に基き、額面金額で六千三百一億七千三百円、同法第五条ノ二の規定に基き、発行した利付国債に基き、額は、額面金額で三千六百八十 | 九億二千七百円 | 九千九百九十一億円 | 振替法の規定による振替口座簿 |

十 十 十
 二 一 一
 発 行 行
 利 発 行
 行 行 行
 価 価 価
 率 格 日

十 三
 の 経
 払 過
 込 利
 み 子

の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。平成十六年一月二十六日額面金額百円につき百円年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前行われ、た、発行から償還までの期間が九年五か月超の十年利付国債の結果、直近における割当額入札の結果、に基き算出された複利回り「以下、〇・七パーセントを控除した率。ただし、控除した率が、〇パーセントを下回るときは、その率は〇パーセントとする。」は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.62}{100} \times \frac{6}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式による算出した金額から当該金額の二十を乗じた金額を当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合に、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人により算出された金額を乗じた金額を乗じた金額とする。

十四 初期利子

の国法人が適用を受ける所得税
すの税率を乗じた金額を控除
平成十六年七月二十日を払
と成、次の算式により算した
金額を支払う。ただし、支払
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.62 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期利子

毎一年一月二十日及び七月二十
を、支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子として、次の算式により算
出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{基準金利} - 0.75 \times 1}{100 \times 2}$$

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支額
十九 払入場所
二十 払者
二十 払込期日

平成三十一年一月二十日
平成三十一年一月二十日
日 本 銀 行
財務大臣から通知を受けた者